

1. 労働基準法施行規則の一部を改正する省令(令和4年 11月 28日 公布)

2022年7月号でご案内させていただきました、「資金移動業者の口座への賃金支払」について、厚生労働省では今後のスケジュールなどが公表されておりますため「続報」でご案内させていただきます。労働基準法第24条により賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならないことが定められています。労働者の同意を得た場合においては、銀行等の預貯金口座や証券総合口座への払込みが可能とされています。この従来の運用がキャッシュレス決済の普及に伴い、一部の資金移動業者の口座への賃金支払(いわゆる賃金のデジタル払い)が認められる時代となったわけです。

今後のスケジュールは、2023年4月より各資金移動事業者が厚生労働大臣に指定申請を行うことから始まります(数カ月かかる見込みのようです)。その後、雇用主と労働者間では労働者への説明・同意・労使協定の締結が必要になります。FAQによれば賃金のデジタル払いを強制するものではないこと、従来からの支給方法をは継続可であることが記載されています。なお「指定」資金事業者は、厚生労働省ホームページにアップロードされるようです。

万が一指定資金事業者が破綻した場合のアカウント残高は消えてしまうのかということに対して、厚生労働大臣の指定する資金移動業者が破綻した場合には、賃金受取に用いる口座の残高が保証機関から速やかに弁済されます。具体的な弁済方法は、資金移動業者ごとに異なりますので、賃金のデジタル払いを選択する際にご確認ください。ということが記載されておりますため、指定審査に時間がかかることが納得できます。以上の内容は労働基準法施行規則の一部を改正する省令(令和4年11月28日公布)等として厚生労働省ホームページにアップロードされています。様式例も記載されていますため、下記URLのほかご不明な点等ございましたら社会保険労務士にご相談ください。



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonusi/shienjigyoyou/03_00028.html

2. 加算割増賃金の代替休暇とは

前号の事務所だよりにて、中小企業における1ヵ月60時間を超える法定時間外労働の割増賃金率の引き上げ(適用猶予の解除)についてお知らせし、引き上げ分の割増賃金の支払に替える代替給与の付与について述べました。本号では、この代替休暇制度について概要をみてみます。

法定時間外労働にかかわる割増賃金率は、月間60時間以内の場合は25%以上50%以下、月間60時間超の場合は50%以上と定められています(労基法の記載に基づき「25%以上50%以下」「50%以上」としましたが、以降、分かりやすく法定時間外労働時間が月間60時間以内の割増率を25%・月間60時間超の割増率を50%とします)。代替休暇は、この50%と25%の差額部分(+25%の部分)について代替できる制度になります。月間60時間超の部分の残業代等全て(100%+50%)を代替休暇とできるわけではないことにご注意下さい。次に、どのような形で代替休暇とできるかですが、代替休暇は時間数として「月間60時間を超える法定時間外労働数×(50%-25%)」という計算式で算出するものとなります。代替休暇は、1日、半日、その両方のいずれかの単位で付与することとされており、時間単位有休等と組み合わせて半日・1日単位とすることも認められています。なお、代替休暇の付与は2ヵ月以内であるため、例えば4月に生じた月間60時間超の法定時間外労働時間は5月に生じたものと合算して6月に取得する、というように、1ヵ月目と2ヵ月目の時間数を合算することも可能です。代替休暇の仕組みはこのようになりますが、手続等においては、代替休暇の付与は労働者に取得の意向がある場合に行うものであること、制度の実施には労使協定を締結しなければならないことがあります。

あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀3-38-4
 三鷹産業プラザ307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

● 編集後記 ●

2023年WBCで侍ジャパンが前回王者のアメリカ代表を下して悲願の世界一奪還を成し遂げました。みんなでつかみ取った世界一の称号。歴史に残る好勝負でしたね。世界の二刀流”大谷が最後のマウンドで、きっちり決めてくれました。大谷選手の主人公感が凄すぎましたね。日本人、全員釘付けだったことでしょう。感動をありがとう！(秋山)

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部)
 メンバー: 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山